第百二十三条第三項第三号を次のように改める。

三　旧生産高比例法　生産高比例法（第百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、生産高等比例法）

第百二十五条第二号ロ中「及び第五号」を削り、同号に次のように加える。

ハ　第百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産　生産高等比例法

第百三十二条第一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ中「又は生産高比例法」を「、生産高比例法又は生産高等比例法」に改め、「鉱区」の下に「又は貯留区域」を、「採掘数量」の下に「又は注入数量」を加える。

第百三十四条第一項第二号中「生産高比例法」の下に「、生産高等比例法」を加える。

第百六十五条第二項第一号中「同項の学校の」の下に「学生又は」を加える。

第百六十八条中「第三十三条第三項各号（譲渡所得の金額）を「第三十三条第三項第一号又は第二号（譲渡所得）に改める。

第百七十八条第二項第一号中「まず、」を削り、「第三十三条第三項第一号」を「第三十三条第三項第二号」に、「の計算上控除すべき金額とし、当該所得の金額の計算上控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該年分の」を「、同項第一号に掲げる所得の金額又は」に、「控除すべき金額とする」を「順次控除すべき金額とする」に改め、同項第二号中「第三十三条第三項第一号」を「第三十三条第三項第三号」に、「の計算上控除すべき金額とし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該翌年分の」を「、同項第一号に掲げる所得の金額又は」に、「控除すべき金額とする」を「順次控除すべき金額とする」に改める。

第百九十八条第三号中「及び」を「又は」に、「（譲渡所得の金額」を「又は第三号（譲渡所得」に改め、「同項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第六号中「及び」を「又は」に改める。

第二百五条第一項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第二百二十二条の二第三項第五号中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改める。

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ中「及びヨ」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号ヨ」に改める。

第二百六十六条第一項第二号中「譲渡所得の金額）」を「譲渡所得）」に改め、同条第三項第一号中「第三十三条第三項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「及びヨ」を「に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号ヨ」に改める。

第三百一条第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション建替組合、同法第百十六条（マンション敷地売却事業」を「マンション再生組合、同法第百九条（マンション等売却事業」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合」に改める。

第三百十九条の十二中「百十八万円」を「百二十二万円」に改める。

第三百五十二条の二第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション建替組合、同法第百十六条（マンション敷地売却事業」を「マンション再生組合、同法第百九条（マンション等売却事業」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の二第二項の改正規定及び第二百五条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第八条、第九条第二項から第七項まで及び第十条の規定　令和八年十二月一日

二　第二百二十二条の二第三項第五号の改正規定及び第三百十九条の十二の改正規定並びに附則第九条第一項の規定　令和九年一月一日

三　第五条の改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

四　第六条第八号ロの改正規定、第八十九条第七号の改正規定、第百二十条の二第一項第五号の改正規定、第百二十三条第三項第三号の改正規定、第百二十五条第二号の改正規定、第百三十二条第一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロの改正規定、第百三十四条第一項第二号の改正規定、第二百二十五条の十六第二項第一号ハの改正規定並びに第二百九十一条の二第二項第一号ハの改正規定並びに附則第七条の規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

五　第八十一条の次に一条を加える改正規定、第八十七条の改正規定、第百十九条の二第一項の改正規定、第百十九条の四第二項の改正規定、第百十九条の五第二項の改正規定、第百六十八条の改正規定、第百七十八条第二項の改正規定、第百九十八条第三号の改正規定（「及び」を「又は」に改める部分を除く。）及び第二百六十六条第三項第一号の改正規定並びに附則第五条の規定　第三号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（ひとり親の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第十一条の二第二項の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新令第十一条の二第二項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（勤労学生の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第十一条の三第二項の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税とされる通勤手当に関する経過措置）

第四条　新令第二十条の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当（施行日前に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当の差額として追給されるもの（以下この条において「特定差額追給手当」という。）を除く。）について適用し、施行日前に受けるべき改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二十条の二に規定する通勤手当（施行日以後に受けるべき特定差額追給手当を含む。）については、なお従前の例による。

（贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産の範囲に関する経過措置）

第五条　新令第八十七条の規定は、附則第一条第五号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（収用に類するやむを得ない事由に関する経過措置）

第六条　新令第九十三条の規定は、施行日以後に発生する所得税法第四十四条に規定するやむを得ない事由について適用し、施行日前に発生した同条に規定するやむを得ない事由については、なお従前の例による。